

亀山市告示第62号

亀山市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年3月30日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱の一部を改正する告示

亀山市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱（令和3年亀山市告示第142号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（自立支援金の申請）</p> <p>第6条 申請者は、<u>令和4年6月30日</u>までに、亀山市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>[（1）～（8） 略]</p> <p>[2及び3 略]</p>	<p>（自立支援金の申請）</p> <p>第6条 申請者は、<u>令和4年3月31日</u>までに、亀山市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>[（1）～（8） 略]</p> <p>[2及び3 略]</p>
備考 表中の [] の記載は注記である。	

附 則

この告示は、公表の日から施行する。